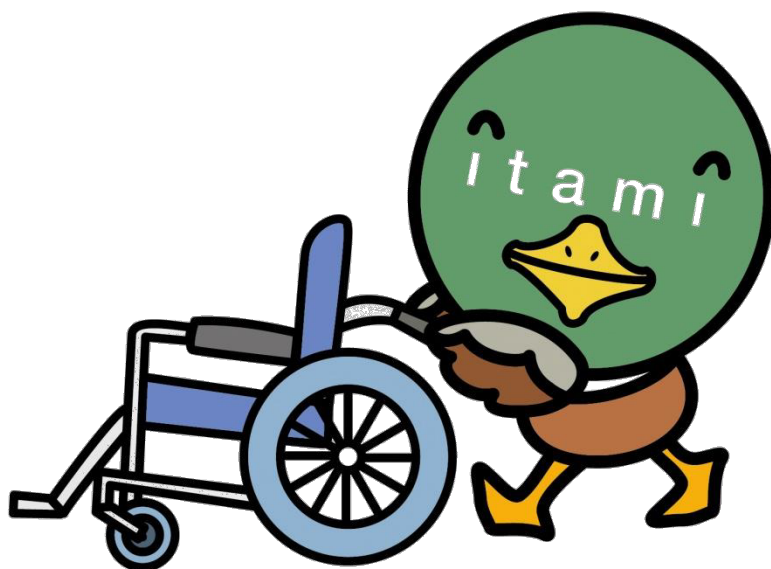


伊丹市 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（第7期）

概要版

住み慣れた地域でいきいきと
安心して暮らせるまち伊丹の実現



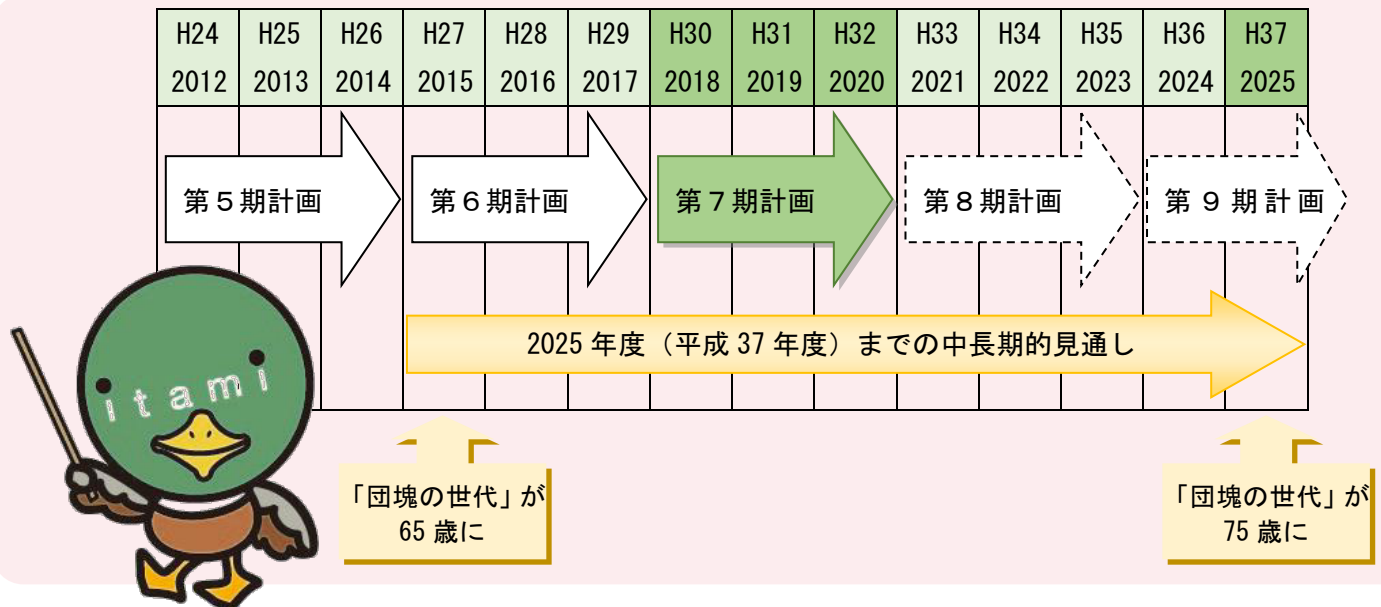
伊丹市マスコット
たみまる

伊 丹 市

平成30（2018）年3月

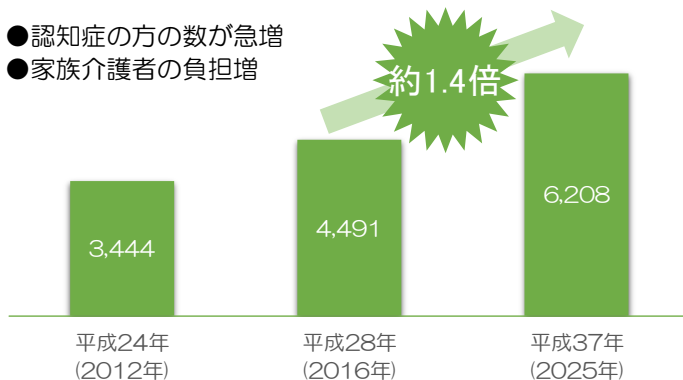
高齢者保健福祉計画・

この計画は・・・高齢者をめぐる状況や将来を見据えて、
3年に1度見直すことが法律で決められています。

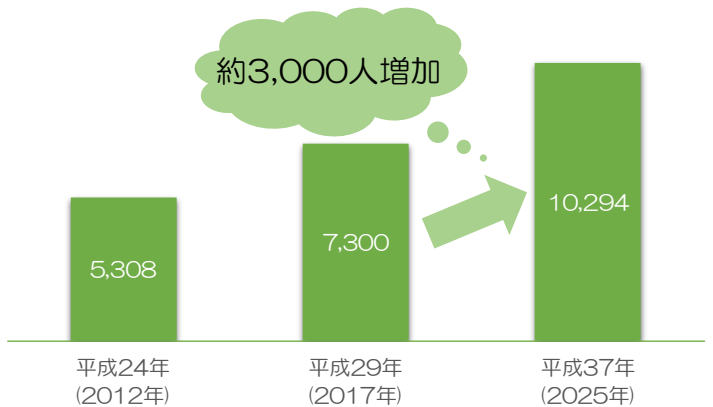


背景1 認知症高齢者の増加

- 認知症の方の数が急増
- 家族介護者の負担増



背景2 ひとり暮らし高齢者の増加



背景3

背景1・2に伴って・・・

- ◇自立支援・介護予防・重度化防止
高齢者の生活の質の向上および介護保険制度の持続可能性を高めることが必要
- ◇要介護の重度化・認知症高齢者等の増加
在宅生活を24時間支える基盤を整備することが必要
- ◇介護予防・日常生活支援総合事業の開始
高齢者の介護予防は社会参加と生きがいに重点をシフトすることが必要

このような背景をふまえて、すべての高齢者やその家族が、健やかに安心して、住み慣れた地域の中で、いきいきと生活することができる社会を目指し、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）を策定し、さまざまな施策を展開します。

介護保険事業計画（第7期）の策定

基本理念

～ 住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまち 伊丹の実現 ～

基本目標



地域で・・・

1

住み慣れた地域での
暮らしを支えます



元気に・・・

2

高齢者の元気な
生活を支援します



安心して・・・

3

安心して暮らせる
仕組みを構築します



持続可能な・・・

4

持続可能な介護保険制度を
構築します

基本施策

①地域包括支援センターの人員・運営体制等に係る機能強化

②医療・介護関係者の情報共有について ICT を活用した支援

③総合相談支援体制の充実に向けた検討

④自立支援、介護予防及び重度化防止に向けた PDCA サイクルの実践

⑤基準緩和通所型サービスの創設

⑥介護予防拠点づくりのモデル事業の実施

⑦認知症初期集中支援チームの稼働

⑧2025 年を見据えた施設整備と介護人材の確保

⑨介護給付費等準備基金を活用した保険料の上昇抑制

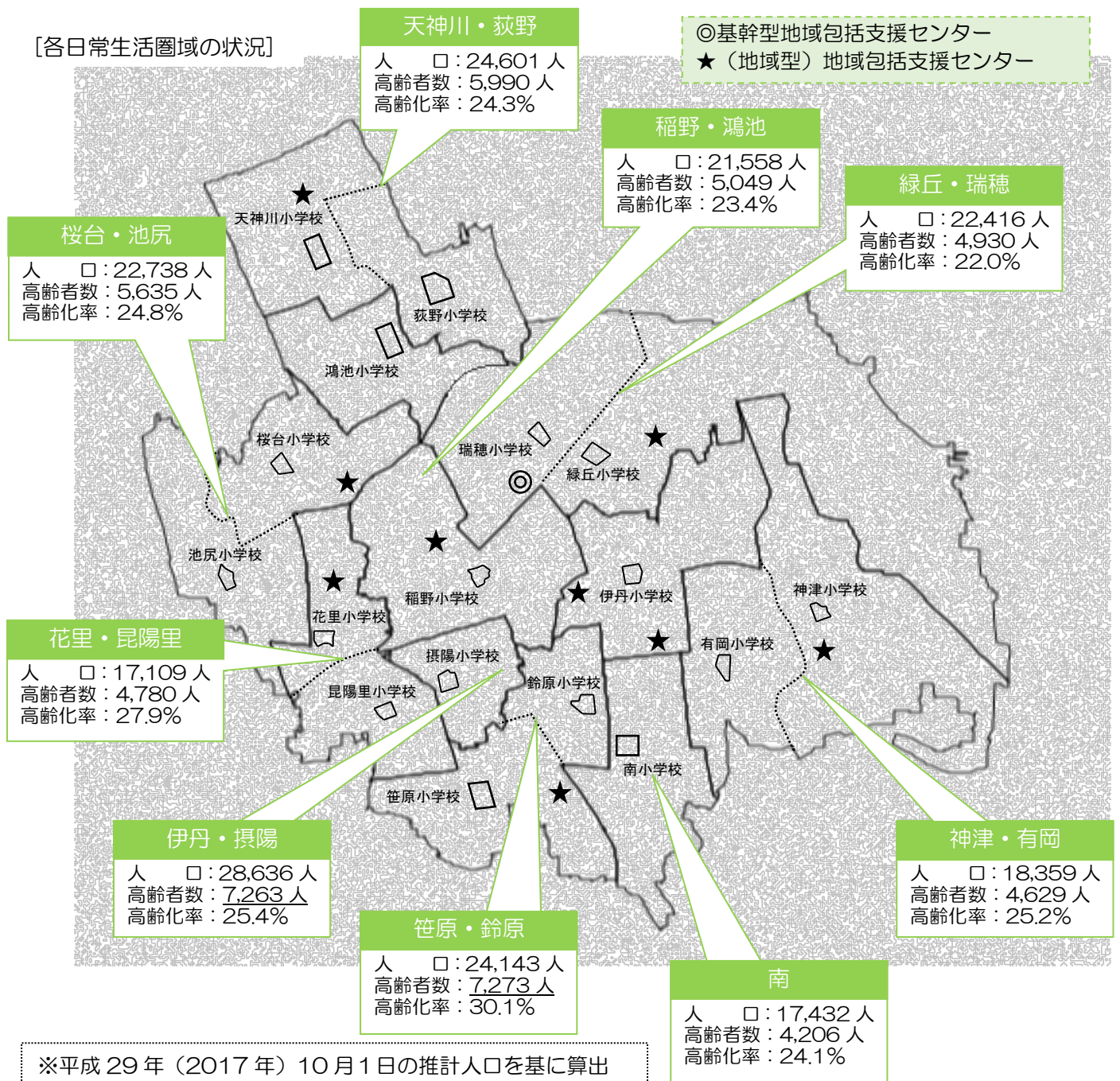
⑩第4期介護給付適正化計画の実践

基本目標 1 住み慣れた地域での暮らしを支えます

団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）に向け、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体的に提供して、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムを深化・推進します。

【基本施策①】地域包括支援センターの人員・運営体制等に係る機能強化

- 人 員 体 制 ⇒ 担当圏域内の高齢者人口が6,000人を上回っている2センターの人員の各1名増員
- 運 営 体 制 ⇒ 計画的な運営の継続、基幹型地域包括支援センターのあり方の検討
- 効果的な運営 ⇒ プラン作成の原則ゼロによる包括的支援事業の充実、PDCAサイクルの実践



【基本施策②】医療・介護関係者の情報共有について ICT を活用した支援

多職種が連携して包括的・継続的な在宅医療・介護が提供できる体制を構築するために、ICTを活用した医療・介護関係者の情報共有を支援します。また、医療・介護関係者に向けた研修を開催することで、サービスの質の向上を図るとともに多職種による連携を強化します。

■在宅医療・介護連携システム補助事業のイメージ

バイタルリンク

バイタルリンクサーバー（クラウド）へ測定したバイタルデータを保存



体温や血圧等のバイタルデータ



日々のバイタルデータを経時的に管理

かかりつけ医

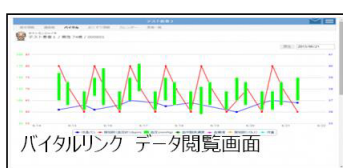
訪問看護

ホームヘルパー

通所系サービス

地域包括支援センター
ケアマネジャー

訪問薬剤師



【基本施策③】総合相談支援体制の充実に向けた検討

「共生福祉社会の実現」のために、地域活動の新たな担い手への支援をはじめとした全世代型の共生のまちづくりを進めるとともに、総合相談支援体制の強化に努めます。

基幹型地域包括支援センターの実績及び役割を検証した上で、今後のあり方を検討するとともに、総合相談支援体制を強化する観点で、福祉権利擁護センターのあり方も併せて検討します。

[伊丹市地域福祉計画（第2次）改訂版]・・・「共生福祉社会の実現」を目指す4つの柱

- 1 福祉文化の創造
- 2 とともに生きる社会づくり
～ソーシャルインクルージョン～
- 3 地域で自立・自律した生活を営むことができるまちの実現
- 4 市民主体と市民と行政との協働

基本目標２ 高齢者の元気な生活を支援します

高齢者が地域で自立した元気な生活を送る上では、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

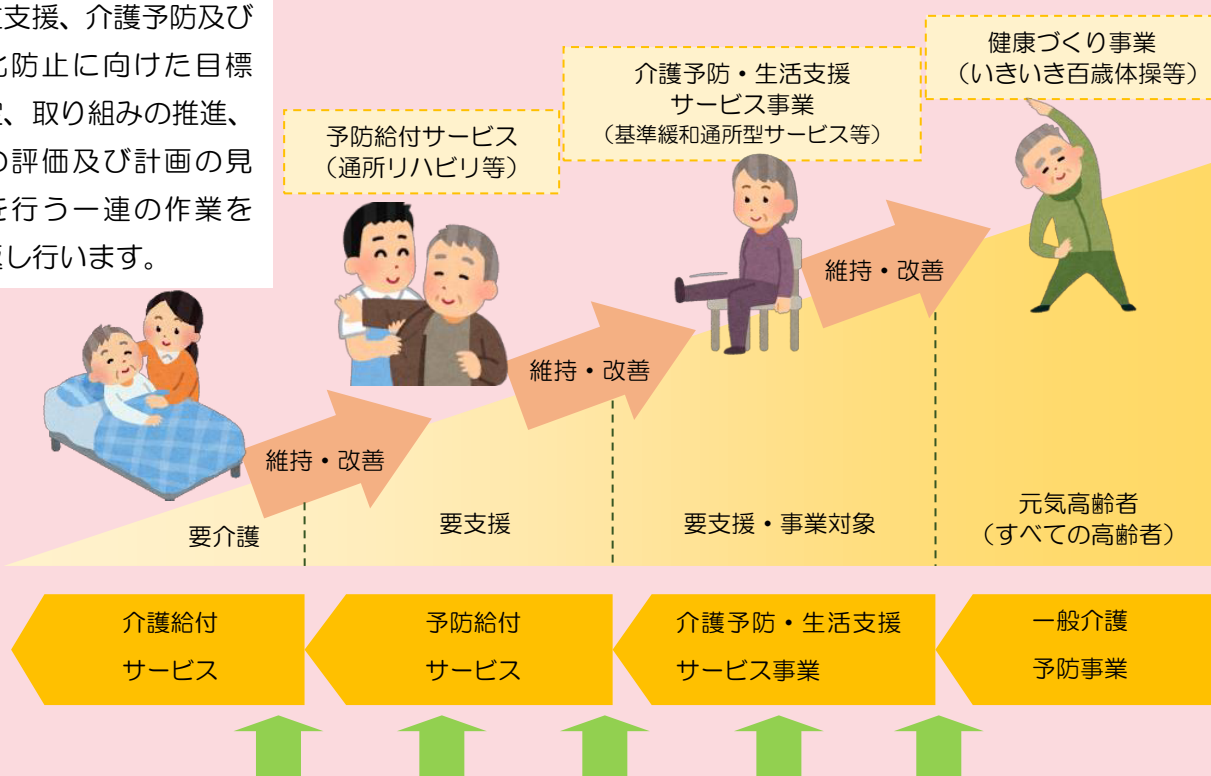
これからの介護予防は、心身の機能訓練を重視したことから、高齢者の生きがいづくりと社会参加に重点を置いたものへとシフトします。



【いきいき百歳体操を実施する高齢者】

【基本施策④】自立支援、介護予防及び重度化防止に向けた PDCA サイクルの実践

自立支援、介護予防及び重度化防止に向けた目標の設定、取り組みの推進、実績の評価及び計画の見直しを行う一連の作業を繰り返し行います。



健康づくりや介護予防・重症化予防に対する意識の向上

一般高齢者に対する介護予防

介護予防の普及・啓発
(いきいき健康大学、健康教育事業)

地域における主体的な取り組み
(自主グループによる健康づくりなど)

いたみ健康づくり大作戦

健診・食育・運動の3本柱に基づいた啓発

【基本施策⑤】基準緩和通所型サービスの創設

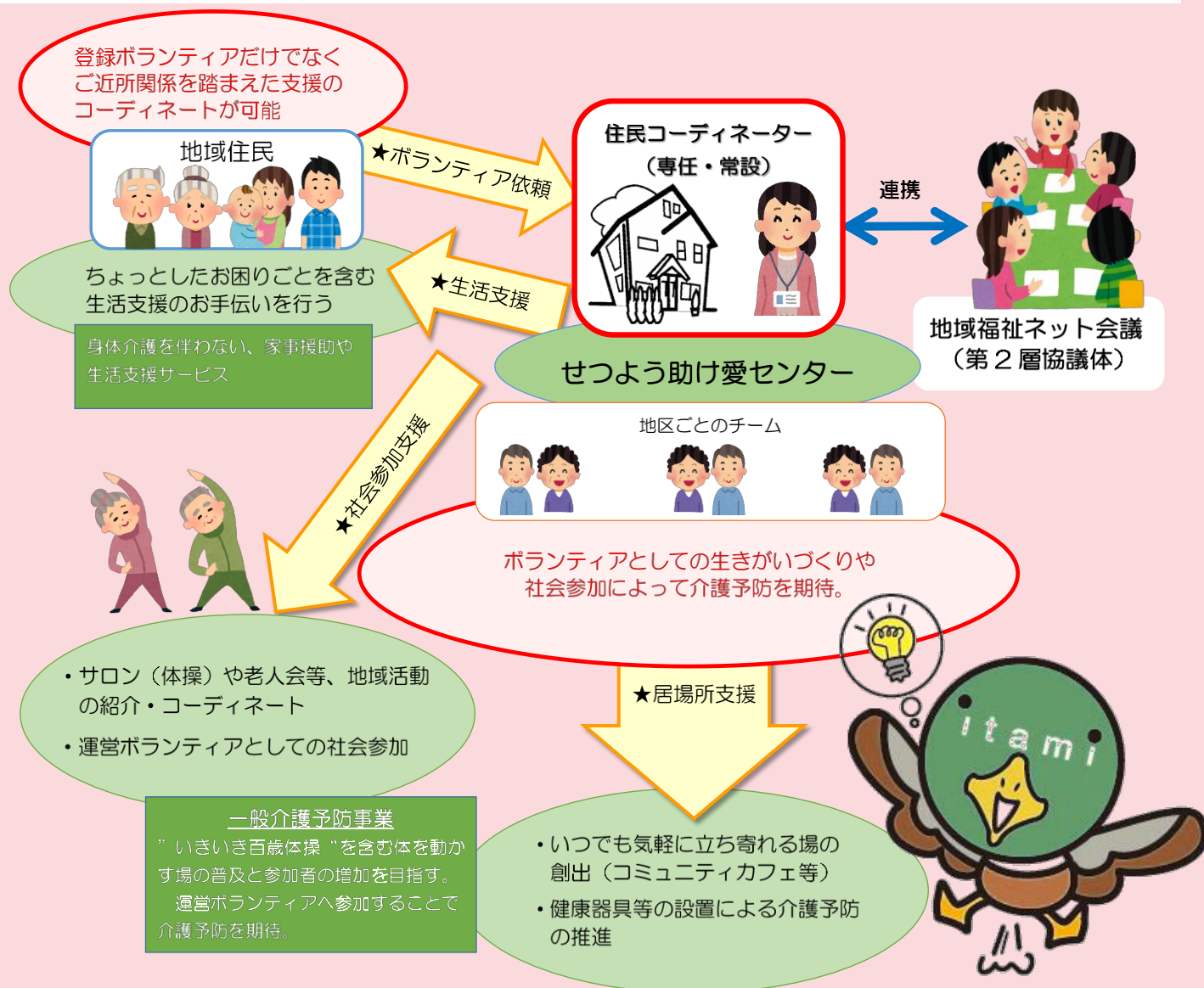
高齢者の介護予防を推進するとともに、生活支援体制を充実するため、基準緩和通所型サービスの創設をはじめとした多様なサービスの充実に取り組みます。

〔創設する目的〕

- ①利用者のニーズに対応（生きがいづくりや社会参加の場として、利用者が希望する「交流」に対応）
- ②介護人材の不足に対応（看護師や機能訓練指導員等の配置を不要にすることで、介護人材の不足に対応）
- ③利用者の選択肢を拡大（短時間かつ低額なサービスを創設することで、利用者の選択肢を拡大）

【基本施策⑥】介護予防拠点づくりのモデル事業の実施

すべての高齢者が参加可能な「通いの場」やふれ愛福祉サロンなどの住民主体の「集いの場」の充実と小学校区を単位とした介護予防拠点づくりのモデル事業を実施します。



基本目標3 安心して暮らせる仕組みを構築します

介護が必要な状態や認知症になっても安心して暮らせるために、認知症にやさしい地域づくりを進めます。

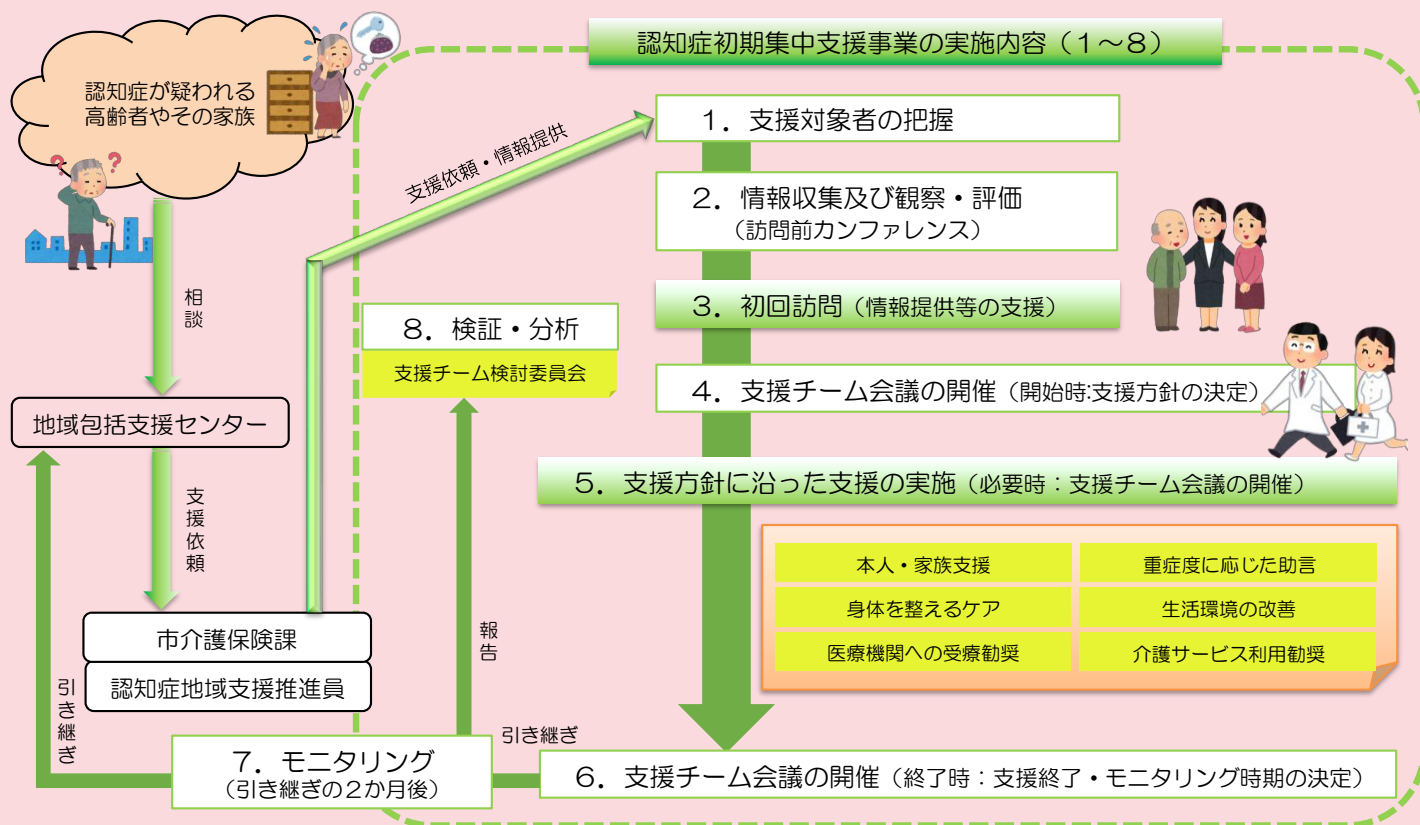
また、2025 年を見据えて、ハードとソフトの両面から介護保険の基盤を整備します。

日本一安全・安心なまち ～伊丹市～
本市では、犯罪の防止や事件・事故の早期解決を目的として、道路や公園に「安全・安心見守りカメラ」を整備しています。
また、子どもや認知症高齢者を見守るために、位置情報を通知する「まちなかミマモルメ」サービスを実施しています。（安全・安心見守りネットワーク事業）



【基本施策⑦】認知症初期集中支援チームの稼働

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、認知症に対する正しい理解を促進するとともに、認知症初期集中支援チームの活動により、医療と介護が連携した体制を構築します。



【基本施策⑧】2025 年を見据えた施設整備と介護人材の確保

○介護人材の確保

将来的に介護人材の不足が見込まれるなか、これまで介護分野に携わる機会が少なかった層を取り込み、下記の方針に基づいて多様な人材の介護分野への参入を促進します。

- ①介護人材の「すそ野を拓げる」・・・介護の職場を体験できる機会の提供、認知症サポーターの養成
- ②介護の道を「長く歩み続ける」・・・介護コンシェルジュを配置して人材の発掘から就職後の定着支援
- ③キャリアパスを構築し「道をつくる」・・・資格取得にかかる費用助成、生活援助ヘルパーの養成

○地域包括ケア計画における 2025 年までの施設整備計画

		天神川 ・荻野	稲野 ・鴻池	伊丹 ・摂陽	笹原 ・鈴原	桜台 ・池尻	花里・ 昆陽里	神津 ・有岡	緑丘 ・瑞穂	南
①小規模多機能型居 宅介護、看護小規模 多機能型居宅介護	整備状況	●●		●		●●		●	●●	
	第7期		●		●					●
	第8期		●	●	●					
	第9期						●●	●		
②定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	整備状況			●						
	第7期	いずれかの未整備圏域に1箇所整備								
	第8期	いずれかの未整備圏域に1箇所整備								
	第9期	いずれかの未整備圏域に1箇所整備								
③地域密着型介護老 人福祉施設入所者生 活介護（小規模特別 養護老人ホーム）	整備状況	●●				●●	●		●●	
	第7期									●
	第8期				●					
	第9期	いずれかの未整備圏域に1箇所整備								
④認知症対応型共同 生活介護（認知症高 齢者グループホー ム）	整備状況	●●	●	●	●	●●	●	●	●	●
	第7期				●					
	第8期	いずれかの未整備圏域に1箇所整備								
	第9期	いずれかの未整備圏域に1箇所整備								

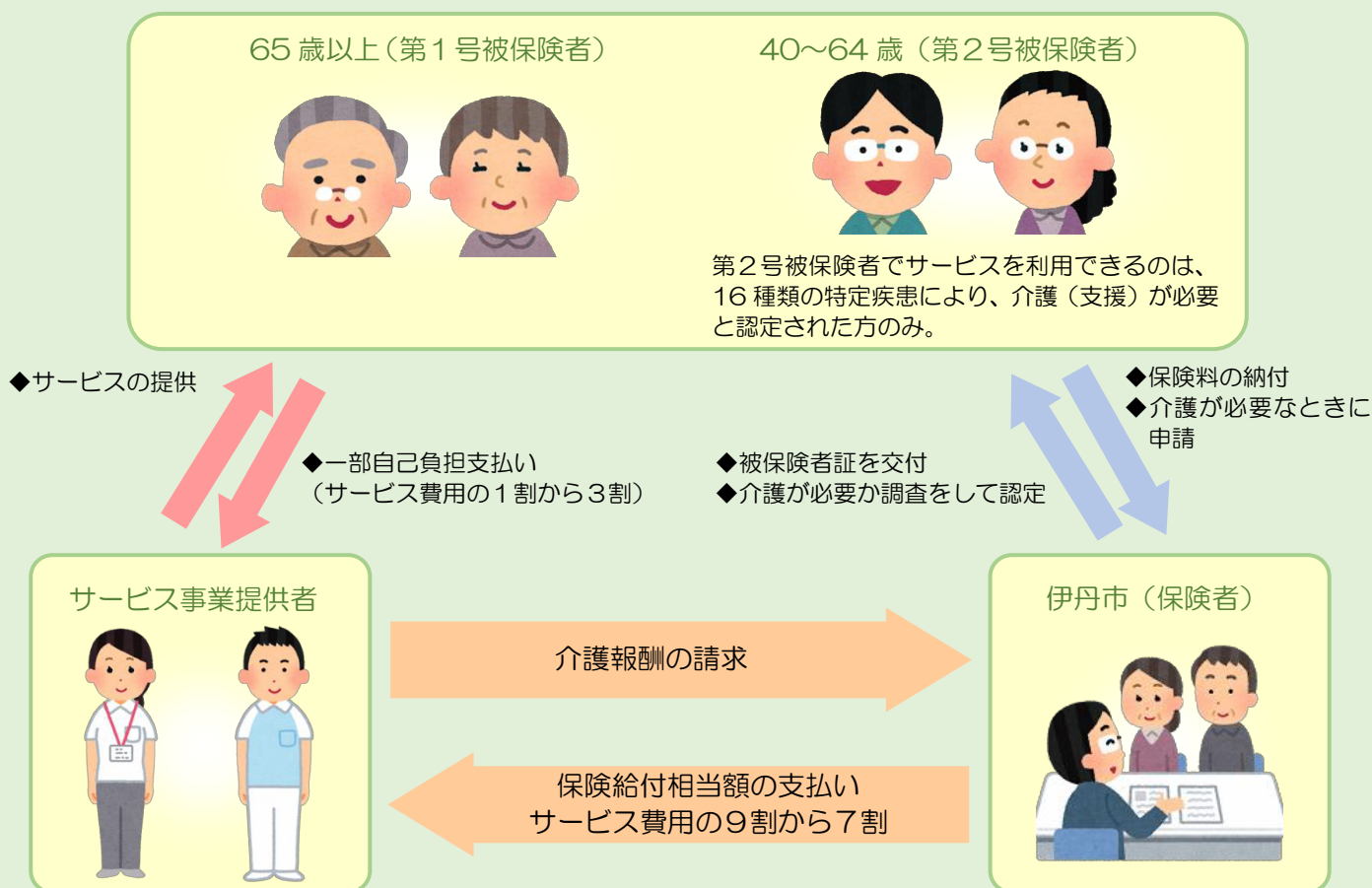


基本目標4 持続可能な介護保険制度を構築します

介護保険制度の創設（平成12年）から18年が経過する中で、創設時と比較すると本市の認定者数や保険給付費は約3倍に増加しており、介護保険料（基準月額）についても、2,760円（第1期計画期間中）から5,200円（第7期計画期間中）に上昇しています。

保険給付の適正化などに取り組むことで、介護保険制度の持続可能性を確保します。また、介護給付費等準備基金を活用し、保険料の上昇抑制を図ります。

■介護保険制度の仕組み



■介護保険の財源

介護保険サービスを利用する場合、原則として費用の1割から3割が自己負担となり、残りが介護保険から給付されます。保険給付の財源は50%を保険料、残り50%を税金などの公費で賄う仕組みとなっており、このうち65歳以上の第1号被保険者の負担はおよそ23%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の負担は27%です。

※市町村の介護保険財政の調整を行うため、国が交付する調整交付金の割合によって、第1号被保険者の負担割合は増減します。

【基本施策⑨】介護給付費等準備基金を活用した保険料の上昇抑制

第6期計画終了時の剰余額（基金残高）を第7期及び第8期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制に活用します。第7期計画期間では基金を約5億8千万円取り崩し、残りを第8期以降に取り崩すことで、6年間にわたり保険料の上昇抑制を図ります。

これにより、第7期計画期間の保険料基準月額を約320円軽減しています。

第7期 【 保険料基準月額 5,200円 】

■保険料段階別の基準額に対する割合及び保険料年額

○第7期（平成30年度【2018年度】～2020年度）保険料段階

保険料段階				保険料率	保険料年額
第1段階	①本人が生活保護受給者			基準額×0.5	31,200 円
	②老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の場合			※公費による保険料 軽減により、 基準額× <u>0.45</u>	↓
	③市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の場合				<u>28,100 円</u>
第2段階	市民税世帯非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万円以下の場合（ただし、第 1 段階を除く）			基準額×0.75	46,800 円
第3段階	本人を含めて世帯全体が市民税非課税であり、上記のどの段階にも該当しない場合			基準額×0.75	46,800 円
第4段階	市民税課税世帯で、本人が市民税非課税かつ、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80 万円以下の場合			基準額×0.875	54,600 円
第5段階	本人は市民税非課税だが、世帯では市民税課税で上記以外の場合			基準額×1.0	62,400 円
第6段階	本人が市民税課税の場合	前年の合計所得金額	120 万円未満	基準額×1.2	74,900 円
第7段階			120 万円以上 <u>200 万円</u> 未満 (第 6 期：120 万円以上 <u>190 万円</u> 未満)	基準額×1.3	81,100 円
第8段階			<u>200 万円</u> 以上 <u>300 万円</u> 未満 (第 6 期： <u>190 万円</u> 以上 <u>290 万円</u> 未満)	基準額×1.5	93,600 円
第9段階			<u>300 万円</u> 以上 400 万円未満 (第 6 期： <u>290 万円</u> 以上 400 万円未満)	基準額×1.625	101,400 円
第 10 段階			400 万円以上 600 万円未満	基準額×1.75	109,200 円
第 11 段階			600 万円以上 800 万円未満	基準額×2.0	124,800 円
第 12 段階			800 万円以上	基準額×2.25	140,400 円

■公費による保険料軽減

平成 27 年度（2015 年度）より、消費税及び地方消費税の増収分を財源として、公費による低所得者の保険料軽減が段階的に行われており、消費税及び地方消費税の 10%への引き上げ時にはさらなる軽減が行われる予定ですが、軽減率及び実施時期等は未定です。

■保険料の減免

次のような方には、保険料の減免を行います。

- ・災害罹災者や一定の事由により所得激減となった方への法定減免を行います。
- ・市独自施策として一定の基準にあてはまる生活困窮者の人を対象に減免を行います。

対 象 者	減免割合
【第 1 段階】 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人 ・市民税非課税世帯で一定の要件を満たす人のうち、収入や世帯の状況等を総合的に勘案し、生計が困難として市が認めた人 ・伊丹市高齢者特別給付金を受給している人	保険料額が第 1 段階軽減前 保険料率 0.5 の 1/2 となる割合
【第 2 段階】【第 3 段階】 ・市民税世帯非課税で一定の要件を満たす人のうち、収入や世帯の状況等を総合的に勘案し、生計が困難として市が認めた人	第 2 段階・第 3 段階 保険料率 0.75 の 1/3 （保険料額が第 1 段階軽減前 保険料率 0.5 となる割合）

【基本施策⑩】第 4 期介護給付適正化計画の実践

- 介護給付を必要とする受給者を適切に認定
- 受給者が真に必要とするサービスを事業者がルールに従って適正に提供するように促します

《主要 5 事業》

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプランの点検
- ③住宅改修等の点検
- ④医療情報との突合・縦覧点検
- ⑤介護給付費通知

さらに、
第 4 期では・・・

- ◆ プロセス（過程）だけではなく、アウトプット（結果）、アウトカム（効果）も評価
- ◆ 給付実績適正化システムを活用し、適正なサービス提供に繋がる取組みを検討・実施
- ◆ 介護予防・日常生活支援総合事業の中で必要となる適正化の取組みも併せて実施

平成 30 年（2018 年）3 月

発 行：伊丹市

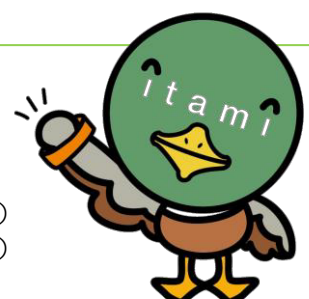
編 集：地域・高年福祉課 / 介護保険課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

電 話：072-784-8099（地域・高年福祉課）/072-784-8037（介護保険課）

FAX：072-784-8036（地域・高年福祉課）/072-784-8006（介護保険課）

URL：http://www.city.itami.lg.jp/



この印刷物は 1,000 部作成し、印刷経費は 1 部あたり 70 円です。

29 健 111-2-107 A4